

福島県入札制度等監視委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県入札制度等監視委員会規則（平成19年福島県規則第29号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の招集通知)

第2条 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事を委員に通知するものとする。

(部会)

第3条 委員会は、規則第8条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- 一 再苦情調査部会 入札及び契約に係る苦情に関する事項
- 二 談合等調査部会 入札及び契約に係る談合その他不正行為に関する事項

2 委員長は、規則第8条第2項から第4項までの規定に基づき、6人以内の部会に属すべき委員及び部会長を指名する。

3 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員長」は「部会長」と、「委員会」は「部会」と読み替えるものとする。

4 第6条第1項第1号イ、第7条第2号及び第4号に規定する調査審議に係る部会の議決は、規則第8条第9項の規定に基づき委員会の議決とする。

(入札及び契約の適正化に関する重要事項の調査審議の方法)

第4条 委員会は、入札及び契約の適正化に関する重要事項を調査審議する場合においては、原則として、事務局が準備した資料その他委員会が指示する資料により事務局から説明を受け、調査審議を行うものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の調査審議の方法)

第5条 委員会は、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

- 一 予定価格が400万円以下のものを除く県の機関（知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び公安委員会をいう。以下同じ。）が発注する建設工事における入札及び契約の状況について、県発注工事の入札結果集計表（様式第1号）、入札方式別発注工事総括表（様式第2号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第3号）その他委員会が指示する資料により事務局から報告を受け、調査審議を行う。
- 二 前号の調査審議の資料となる入札方式別発注工事一覧表に記載の工事のうち、第8条の規定により抽出された事案に関する一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由等、指名競争入札に係る指名の理由等及び随意契約の理由等について、抽

出事案説明書（様式第4号、第5号又は第6号）その他委員会が指示する資料により県の機関から説明を受け、調査審議を行う。

三 入札参加資格制限等の運用状況について、入札参加資格制限（指名停止）の運用状況一覧表（様式第7号）により事務局から報告を受け、調査審議を行う。

2 前項各号に規定する調査審議に係る対象期間については、委員会がその都度定めるものとする。

（入札及び契約に係る苦情に関する事項の調査審議の方法）

第6条 委員会は、入札及び契約に係る苦情に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

一 再苦情の申立てに係る調査審議（第2号に規定するものを除く。）

ア 福島県入札及び契約の手續等に関する再苦情処理要領（以下「再苦情処理要領」という。）第5条又は入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領（以下「資格制限苦情処理要領」）第9条の規定により、委員会に再苦情の審議の依頼があった場合には、委員長は速やかに再苦情調査部会（以下この条において「部会」という。）の部会長に部会の招集を求め、部会長は速やかに部会を招集するものとする。

イ アの規定により招集された部会は、再苦情処理要領第4条に規定する再苦情申立書又は資格制限苦情処理要領第8条第1項に規定する入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書その他部会が指示する資料により、再苦情の申立者及び県の機関から説明を受け、申立ての理由の有無等について調査審議する。

ウ イに規定する調査審議を終えたときは、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を委員長及び知事に報告しなければならない。

エ アからウまでの規定にかかわらず、委員長が委員会で調査審議することが適当であると認めたときは、委員長は速やかに委員会を招集するものとする。この場合において、イ中「部会」とあるのは「委員会」と、ウ中「部会長」とあるのは、「委員長」と、「委員長及び知事」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

オ ウの規定にかかわらず、部会が委員会において判断するのが適当であると認めた場合には、部会長は委員長に委員会の招集を求め、委員長は速やかに委員会を招集するものとする。

カ オの規定により招集された委員会は、部会長から報告を受け、申立ての理由の有無等について調査審議する。

キ カに規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

二 再苦情の申立てに係る調査審議（再苦情処理要領第7条第1項又は資格制限苦情

処理要領第11条第1項の規定により却下された事案に係るもの)

ア 委員会は、再苦情処理要領第7条第2項又は資格制限苦情処理要領第11条第2項に規定する却下事案報告書により県の機関から報告を受け、却下が適切だったか等について調査審議する。

イ アの規定による調査審議の結果、却下が不適切だったと判断したときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

(入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項の調査審議の方法)

第7条 委員会は、入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

一 福島県談合情報処理要領第2の2及び第4の規定により、委員長に談合情報等の報告があった場合には、委員長は速やかに談合等調査部会（以下この条において「部会」という。）の部会長に部会の招集を求め、部会長は速やかに部会を招集するものとする。

二 前号の規定により招集された部会は、事務局が準備した資料その他部会が指示する資料により事務局及び県の機関から説明を受け、調査審議の要否について事前調査審議する。

三 前号に規定する事前調査審議の結果、部会が調査審議を要しないと決定した場合には、部会長は、速やかに事前調査結果報告書を作成し委員長及び知事に報告しなければならない。

四 第2号に規定する事前調査審議の結果、部会が調査審議を要すると決定した場合には、部会は、事務局、県の機関その他関係者等から説明等を聴き、又は必要な書類の提出を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。

五 前号に規定する調査審議を終えたときは、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を委員長及び知事に報告しなければならない。

六 第1号から前号までの規定にかかわらず、委員長が委員会で調査審議することが適当であると認めたときは、委員長は速やかに委員会を招集するものとする。この場合において、第2号から第4号中「部会」とあるのは「委員会」と、第3号及び第5号中「部会長」とあるのは「委員長」と、「委員長及び知事」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

七 第5号の規定にかかわらず、部会が委員会において判断するのが適当であると認めた場合には、部会長は委員長に委員会の招集を求め、委員長は速やかに委員会を招集する。

八 前号の規定により招集された委員会は、部会長から報告を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。

九 前号に規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

(審議対象事案の抽出)

第8条 委員会は、第5条第1項第2号に規定する調査審議に係る事案抽出に関するテーマを決定するとともに、委員長は抽出を行う2人の委員を指名するものとする。(以下指名された2人の委員を「抽出チーム」という。)

2 抽出チームは、事務局が作成したテーマに関する資料から、抽出事案説明書を作成させる事案を20件程度抽出するものとする

3 抽出チームは前項の規定により抽出した事案に係る抽出事案説明書を書面審査し、委員会で調査審議する事案を5件程度抽出する。

(会議の公開)

第9条 委員会及び部会の会議の公開等に関する取扱いについては、別に委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月26日から施行する。

2 平成19年3月31日以前に県の機関が発注した建設工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の調査審議における県発注工事の入札結果集計表、入札方式別発注工事総括表及び入札方式別発注工事一覧表については、第5条第1項第1号の規定にかかわらず県発注工事の入札結果集計表(附則様式第1号)入札方式別発注工事総括表(附則様式第2号)及び入札方式別発注工事一覧表(附則様式第3号)を使用するものとする。

3 平成19年3月31日以前に県の機関が発注した建設工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の調査審議については、第5条第1項各号に掲げるもののほか、談合情報への対応状況(平成19年3月31日以前に県の機関が入札公告又は指名通知を行ったが契約に至らなかった建設工事に係るものを含む。)について、談合情報への対応状況(附則様式第4号)により県の機関から報告を受け、調査審議を行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。